

## 広島市森林造成事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、広島市内の森林（森林法第2条第1項に規定する森林をいう。）において、森林所有者等（森林所有者（森林法第2条第2項に規定する者）、施業受託者（森林所有者から森林の施業又は経営の委託を受けたもの）、森林所有者が組織する規約を備えた協業体。以下同じ。）の行う造林推進上必要な事業に要する経費に対し、補助金を交付することにより本市の林業の発展に寄与することを目的とする。

### (補助金交付の対象)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、主伐時期を100年以上とする「長伐期森林施業協定」（別記第5号様式）を本市と締結した森林所有者等に対し、森林所有者等が行う次に掲げる森林造成事業（広島県林業関係事業（国補分）補助金交付要綱（昭和48年広島県制定）に基づく広島県の補助対象となった事業（以下「事業」という。））について予算の範囲内において補助金を交付する。

#### (1) 人工造林事業

- ア 広葉樹を植栽するもの
- イ ア以外の人工造林

#### (2) 特殊林地改良事業

#### (3) 保育事業

- ア 広葉樹を植栽したもの
- イ ア以外の保育

#### (4) 天然林改良事業

### (補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、事業の完了後、すみやかに補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (補助金交付の決定等)

第4条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、事業に要した費用に別表に定める補助率を乗じて得た額の範囲内で補助金の交付額を決定し、その旨を

補助金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第5条 前条の通知を受けたものは、すみやかに補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(返納命令等)

第6条 補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、市長は、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) 不正な手段をもって、補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(立入検査等)

第7条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金の交付を受けた者に対し、次号に関する報告を求め、又は当該職員にその事務所事業場所等に立入、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第8条 この要綱により市長に提出する書類の様式その他この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和46年度分の造林事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和59年10月31日から施行する。

2 改正後の要綱第2条及び別表の規定は、同日以後に補助金の交付申請を行うものについて適用する。

3 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第2項に規定する誘導造林事業に係る補助金の申請を行ったものは、改正後の要綱第2条に規定する天然林改良事業に係る補助金交付申請を行ったものと、改正後の要綱第2条に規定する天然林改良事業に係る補助金の申請を行ったものは、改正後の要綱第2条に規定する特殊林地改良事業に係る補助金交付申請を行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

別 表 (第4条関係)

事業名		補助率
人工 造林 事業	ア 広葉樹を植栽するもの	事業費の10分の2
	イ ア以外の人工造林	事業費の10分の1
特殊林地改良事業		事業費の10分の2
保育 事業	ア 広葉樹を植栽したもの	事業費の10分の2
	イ ア以外の保育	事業費の10分の1
天然林改良事業		事業費の10分の1